【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月8日

【四半期会計期間】 第65期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月

30日)

【会社名】 株式会社カワタ

【英訳名】 KAWATA MFG.CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白 井 英 徳

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門統括 白 石 亙

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座 1 丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門統括 白 石 亙

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第64期 第1四半期 連結累計期間	第65期 第1四半期 連結累計期間	第64期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(千円)	3,730,270	3,382,885	15,058,895
経常利益	(千円)	182,788	63,558	682,984
四半期(当期)純利益	(千円)	20,618	66,569	192,946
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	167,196	239,696	581,897
純資産額	(千円)	5,418,335	6,018,734	5,832,257
総資産額	(千円)	14,972,980	14,472,464	14,570,969
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	2.91	9.40	27.23
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	35.7	40.7	39.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して おりません。
  - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 は損失を示しております。
  - 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第65期第1四半期連結累計期間及び第64期は潜在株式が存在しないため、第64期第1四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

# 第2 【事業の状況】

#### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

#### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

世界経済は一部持ち直しの動きもあるものの、全体としては減速感が広がり、弱い回復となっております。先進国におきましては、欧州の債務問題、米国の財政問題、高水準の失業率等、先行きに対するリスクが存在しております。一方、新興国の経済成長率も高水準ではありますが、その拡大テンポは鈍化しております。

わが国経済は、世界経済の減速や領土を巡る近隣諸国との緊張の長期化等により、前年度は景気が後退いたしましたが、年明け以降は円安・株高が進み、輸出や生産に持ち直しの動きがみられ、企業の業況判断も改善しつつあります。また、設備投資の動向を知るうえで先行指標の一つである機械受注統計の推移を見ても、製造業の機械受注額は2月が前月比4.9%増、3月が前月比13.3%増となった後、4月は前月比7.3%減、5月が前月比3.8%増と、おおむね横ばいとなっております。

このような環境下、当社グループは、プラスチック成形関連のコアビジネスにおきまして、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、競争力強化によるマーケットシェアの拡大を図るとともに、電池、食品、化粧品等の新規販売分野の開拓・拡大に注力してまいりました。

この結果、中国、東南アジアの需要は総じて堅調に推移したものの、前年度のタイの洪水被害の復興需要という特殊要因が無くなったこと、日本における前年度後半の設備投資案件減少に伴う期末の受注残高減少が当第1四半期の売上高に影響したこと等により、売上高は前年同期比3億4千7百万円減(同9.3%減)の33億8千2百万円となりました。

損益面では、材料費を中心とした原価低減に努めたものの、中国における人件費等諸経費の増加、前年度第2四半期からの新規連結子会社分の販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益は前年同期比1億3千万円減(同67.4%減)の6千3百万円、経常利益は前年同期比1億1千9百万円減(同65.2%減)の6千3百万円となりました。

特別損益では旧・大阪工場を譲渡したことによる固定資産売却益1億2百万円を特別利益に計上し、法人税、住民税及び事業税8千4百万円を計上したこと等により、四半期純利益は6千6百万円(前年同期は2千万円の四半期純損失)となりました。

日本におきましては、前年度後半の国内設備投資案件減少による受注残高の減少が影響し、売上高は前年同期比2億3千7百万円減(同9.6%減)の22億3千4百万円となり、セグメント利益(経常利益)も前年同期比8千4百万円減(同92.2%減)の7百万円となりました。

東アジアにおきましては、中国、台湾の内需が堅調であったこと等により、売上高は前年同期比1億1百万円増(同11.6%増)の9億7千1百万円となりましたが、中国における人件費や諸経費の増加等により、セグメント利益(経常利益)は前年同期比4百万円減(同9.1%減)の4千9百万円となりました。

東南アジアにおきましては、自動車関連を中心に需要は堅調に推移したものの、前年度のタイの洪水被害の復興需要が終息したことにより、売上高は前年同期比4億5千6百万円減(同53.7%減)の3億9千4百万円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比6千1百万円減(同78.8%減)の1千6百万円となりました。

北米におきましては、売上高は前年同期比2千2百万円増(同37.8%増)の8千万円となり、セグメント利益(経常利益)は0百万円(前年同期は3百万円の損失)となりました。

なお、報告セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 財政状態の分析

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、受取手形及び売掛金、たな卸資産が増加しましたが、現金及び預金が減少したこと等により2千6百万円減少し、105億7千2百万円となりました。固定資産は、前連結会計年度末に比べて、土地、のれんが減少したこと等により7千1百万円減少し、39億円となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて9千8百万円減少し、144億7千2百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、支払手形及び買掛金が増加しましたが、短期借入金、未払法人税等が減少したこと等により3億3百万円減少し、50億8千2百万円となりました。固定負債は、前連結会計年度末に比べて、役員退職慰労引当金が減少しましたが、長期借入金が増加したこと等により1千8百万円増加し、33億7千1百万円となりました。この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2億8千4百万円減少し、84億5千3百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて、利益剰余金、為替換算調整勘定、少数株主持分が増加したこと等により1億8千6百万円増加し、60億1千8百万円となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更 及び新たに生じた課題はありません。

#### (株式会社の支配に関する基本方針について)

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針(以下「基本方針」という)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下、「本プラン」という)を導入しております。

## 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様に十分に把握していただく必要があると考えます

しかしながら、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための充分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくないことから、当社株式の大規模な買付行為や買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらす可能性も否定できません。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料ロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、CES(低コスト(C)、省エネ(E)、省スペース(S))を合言葉に、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、環境、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

#### (2) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激烈な技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点(日本、中国、東南アジア)および営業・サービス拠点(日本、中国、台湾、東南アジア、米国)相互の連携を強固にして品質、コスト、納期面での競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や新規販売分野の開拓にも積極的に経営資源を投下することにより、安定した事業成長と高収益事業構造の構築を中長期的に目指してまいります。

また、当社グループは、公正で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することを経営上の重点課題の一つとして位置づけ、組織体制や仕組みの整備に努め、当社グループ全社員に対して、強いコンプライアンス意識を持たせるように努めております。

以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

# 1 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様に適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模な買付行為を行う者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為を評価・検討する期間を確保し、株主の皆様への代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本プランの導入が必要であるとの結論に至りました。

なお、当社は現時点において当社株式の大量買付に係る提案を受けているわけではありません。

#### 2 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Iで述べた基本方針に沿った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模な買付行為を行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに当該買付が手続きを遵守せず行われた場合、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような買付であった場合、対抗措置を発動することで大規模な買付行為を行う者に損害が発生することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

#### 3 独立委員会の設置

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程(その概要については別紙1ご参照)に従い、(1)当社社外監査役、(2)当社社外取締役または(3)社外有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2のとおり3氏が就任されました。

# 4 本プランの内容について

### (1) 本プランに係る手続き

#### (a) 対象となる買付等

本プランは下記 または に該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除く。かかる行為を以下「大量買付等」という。)がなされる場合を適用対象とする。大量買付等を行う者または提案する者(以下「大量買付者等」という。)は、予め本プランに定められる手続きに従うこととする。

当社が発行者である株式等(注 1)について、保有者(注 2)の株式等保有割合(注 3)が20%以上となる買付

当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付(注5)にかかる株式等の株式等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

#### (b)「買付意向表明書」の当社への事前提出

大量買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者等が大量買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付意向表明書」という。)を当社の定める書式により日本語で提出する。具体的な買付意向表明書の記載事項は以下の通りとする。

#### 大量買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職および氏名
- (八) 会社等の目的および事業の内容
- (二) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (へ) 設立準拠法

大量買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および買付意向説明書提出前60日間における大量 買付者等の当社の株式等の取引状況

大量買付者等が提案する大量買付等の概要(大量買付者等が大量買付等による取得を予定する当社の株式等の種類および数、並びに大量買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべて。)を含む。)

本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約

- (注) 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含す、以下同じ.
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下 において同じ。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものする。以下同じ。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同 じ、
  - 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいう。

### (c) 大量買付者等に対する情報提供の要求

上記(b)の「買付意向表明書」の提出後、大量買付者等は、以下の手順に従い、当社に対して、大規模 買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報 (以下「本必要情報」という。)を日本語で提供する。

まず、当社は、買付者等に対して、「買付意向表明書」を受領した日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b) (ホ)の国内連絡先に発送するので、大量買付者等は、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出する。

また、上記の「情報リスト」に従い大量買付者等から提供された情報では、大量買付等の内容および 態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると 当社取締役会が合理的に判断する場合には、大量買付者等は当社取締役会が別途請求する追加の情報 を提供するものとする。

なお、大量買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとする。

大量買付者等およびそのグループ(共同保有者(注10)、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含む)

大量買付等の目的、方法および内容(経営参画の意思の有無、大量買付等の対価の価額・種類、大量 買付等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付予定の株式等の数および大量買付等を行った後に おける株式等所有割合、大量買付等の方法の適法性を含む)

大量買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含む)

大量買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む)

大量買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要

大量買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」という。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容大量買付者等が大量買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

大量買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策 大量買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害 関係者の処遇等の方針

当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

- 当社取締役会は、大量買付者等からの本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。当該買付説明書の記載内容が株主および投資家の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために本必要情報として不十分であると当社取締役会および独立委員会が合理的に判断した場合には、当社取締役会は、大量買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するよう求めることがある。この場合、大量買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。
- 当社取締役会および独立委員会は、大量買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大量買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」という。) し、速やかにその旨を開示する。
- なお、独立委員会は、大量買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大量買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付意向表明書および本必要情報の提出を求めて大量買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e) に記載のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告する。
- (注) 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。
  - 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

#### (d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大量買付等の評価の難易度等に応じ、対価を円価現金のみとする当社全株式等を対象とする公開買付の場合は60日間を超えない期間、その他の大量買付等の場合は90日間を超えない期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」という)として設定する。ただし、当社取締役会は、評価・検討等のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合にのみ、当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとするが、その期間は最長30日間とする。延長する場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大量買付者等に通知するとともに、株主および投資家の皆様に開示する。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者等から提供された本必要情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者等の大量買付等の内容の検討を行う。当社取締役会は、これらの検討を通じ、大量買付等に関する意見を慎重にとりまとめ、大量買付者等に通知するとともに、独立委員会の承認を経て、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示する。また、必要に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもある。

なお、当社取締役会は、大量買付者等から大量買付等の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要等のうち、取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

#### (e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大量買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告を行った場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、 弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができるものとする。

大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合は、当該大量買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、当該大量買付等に対する対抗措置の発動を勧告する。

大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役 会に対して、当該大量買付等に対する対抗措置の不発動を勧告する。

- ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下( )~( )に掲げる行為等が意図されており、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する買付である場合には、例外的措置として、独立委員会は対抗措置の発動を勧告することがある。
  - ( )大量買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて 高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っ ているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
  - ( )当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
  - ( )当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
  - ( )当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
  - ( )大量買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいう。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記()~()に掲げる行為等が意図されており、対抗措置の発動が相当であると判断するにいたった場合には、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。

なお、大量買付者等は、取締役会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動に 関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

# (g) 対抗措置の発動の停止

当社取締役会が上記(f)の手続きに従い、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、以下のいずれかの状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置発動の停止の決議を行うものとする。

大量買付者等が大量買付等を撤回した場合、その他大量買付等が存しなくなった場合

当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記 (e) に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに対抗措置を発動することが相当ではない場合

# (2) 対抗措置の具体的内容

本プランに基づき発動する対抗措置は、別紙3に定める条件・内容の新株予約権(以下「本新株予約権」という)の無償割当てとする。

また当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の決議をした後も、上記(1)(g)に記載の通り、対抗措置発動の停止を決議することがある。例えば、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは

本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとする。

### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、以降についても、本プランの継続(一部修正した上での継続を含む)については株主総会の承認を経ることとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、会社法、金融商品取引法、その他法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更等に伴う形式的な修正が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、当社取締役会にて修正することがある。

当社は、本プランを廃止または本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

#### 5 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

# (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記4(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、株主の皆様の意思に基づくことになっております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性・合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様に情報開示をすることとし、本プランの 透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## (5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記4(1)「本プランに係る手続き」(e)にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) 第三者専門家の意見の取得

上記4(1)「本プランに係る手続き」(e)にて記載したとおり、大量買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

#### (7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、大量買付者等が当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。(取締役の解任要件を加重しておりません。)

#### 6 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、大量買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者等の動向にご注意ください。

# (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、大量買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、上記4(1)「本プランに係る手続き」(g)に記載の手続き等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### (3) 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様に交付することになるため、株主の皆様におかれましては当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### (別紙1)

- 「独立委員会規程の概要」
  - 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
  - 2 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外監査役、(2)当社の 社外取締役または(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。た だし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者 またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との 間で締結した者とする。
  - 3 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
  - 4 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
  - 5 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過 半数をもって行う。
  - 6 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。
    - なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
      - (1) 本プランの対象となる大量買付等の該当性の判断
      - (2) 本プランに係る対抗措置の発動または不発動
      - (3) 本プランに係る対抗措置発動の停止
      - (4) 本プランの廃止または変更
      - (5) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
  - 7 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができる。

#### (別紙2)

「独立委員会委員の氏名および略歴(五十音順)」

荒川 愼一(あらかわ しんいち)

### (略歴)

昭和42年4月 住友化学工業株式会社入社

平成8年6月 同社大分工場副工場長

平成10年6月 大分ゼネラルサービス株式会社取締役社長

平成15年6月 西部化成株式会社取締役社長

平成16年4月 合併により住化アグロ製造株式会社取締役副社長

平成21年6月 株式会社カワタ取締役(現在)

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、金融商品取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

軸丸 欣哉(じくまる きんや)

#### (略歴)

平成10年4月 弁護士登録

平成10年4月 淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所(現在)

平成18年6月 株式会社カワタ 非常勤監査役(現在)

同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

野村 剛司(のむら つよし)

(略歴)

平成10年4月 弁護士登録

平成15年10月 なのはな法律事務所設立(現在)

上記三氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

### (別紙3)

「新株予約権無償割当ての要項」

1 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

#### 2 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

6 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 7 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注11)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注12)、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注13)(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

9 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

- (注) 11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 12 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は50,985千円であります。

# 第3 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

# 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	末現在発行数(株) 発行数(株)		内容
普通株式	7,210,000	7,210,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	7,210,000	7,210,000		

<sup>(</sup>注) 当社は、平成25年6月24日付で東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。

# (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4) 【ライツプランの内容】

当社は当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について、平成19年5月14日開催の取締役会において決議、導入し、平成25年6月27日開催の第64期定時株主総会において継続することが承認されましたが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行しておりませんので、該当事項はありません。

# (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日~ 平成25年6月30日		7,210,000		977,142		1,069,391

# (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

# (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年3月31日の株主名簿により記載しております。

# 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容			
無議決権株式						
議決権制限株式(自己株式等)						
議決権制限株式(その他)						
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 125,000					
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,035,000	7,035				
単元未満株式	普通株式 50,000					
発行済株式総数	7,210,000					
総株主の議決権		7,035				

<sup>(</sup>注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

# 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カワタ	大阪市西区阿波座 1 15 15	125,000		125,000	1.7
計		125,000		125,000	1.7

# 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4 【経理の状況】

# 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,772,388	3,583,033
受取手形及び売掛金	4,660,039	4,686,361
商品及び製品	583,228	526,822
仕掛品	388,614	610,377
原材料及び貯蔵品	854,008	838,126
その他	390,716	382,756
貸倒引当金	50,095	55,313
流動資産合計	10,598,901	10,572,164
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,322,399	1,236,683
その他(純額)	1,594,058	1,582,683
有形固定資産合計	2,916,457	2,819,366
無形固定資産		
のれん	135,342	127,380
その他	321,411	356,318
無形固定資産合計	456,753	483,699
投資その他の資産		
その他	615,491	613,961
貸倒引当金	16,634	16,727
投資その他の資産合計	598,856	597,234
固定資産合計	3,972,067	3,900,299
資産合計	14,570,969	14,472,464
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,709,590	1,723,484
短期借入金	1,740,878	1,438,663
1年内償還予定の社債	692,800	692,800
未払法人税等	117,991	104,091
製品保証引当金	136,773	132,532
役員賞与引当金	32,902	-
その他	954,375	990,723
流動負債合計	5,385,311	5,082,295
固定負債		
社債	640,000	640,000
長期借入金	1,841,093	1,868,129
退職給付引当金	463,860	482,980
役員退職慰労引当金	245,728	185,244
負ののれん	3,741	3,206
その他	158,975	191,874
固定負債合計	3,353,399	3,371,435
負債合計	8,738,711	8,453,730
	-,,,	-,,,

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	977,142	977,142
資本剰余金	1,069,391	1,069,391
利益剰余金	3,678,912	3,692,345
自己株式	42,455	42,538
株主資本合計	5,682,991	5,696,340
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52,598	54,654
為替換算調整勘定	10,749	133,975
その他の包括利益累計額合計	41,848	188,629
少数株主持分	107,417	133,764
純資産合計	5,832,257	6,018,734
負債純資産合計	14,570,969	14,472,464

# (2)【四半期連結損益及び包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	3,730,270	3,382,885
売上原価	2,722,283	2,303,117
売上総利益	1,007,986	1,079,768
販売費及び一般管理費	814,595	1,016,640
営業利益	193,391	63,128
営業外収益		
受取利息	3,406	1,448
受取配当金	3,215	3,175
為替差益	6,503	10,781
負ののれん償却額	534	534
その他	2,483	9,632
営業外収益合計	16,143	25,572
営業外費用		
支払利息	19,717	21,658
その他	7,028	3,483
営業外費用合計	26,745	25,141
経常利益	182,788	63,558
特別利益		
固定資産売却益	-	102,916
投資有価証券売却益	2,102	-
特別利益合計	2,102	102,916
特別損失		
固定資産除売却損	17,347	185
為替換算調整勘定取崩額	53,669	-
特別損失合計	71,016	185
税金等調整前四半期純利益	113,874	166,289
法人税、住民税及び事業税	84,950	84,457
法人税等調整額	10,758	3,390
法人税等合計	95,708	87,848
少数株主損益調整前四半期純利益	18,166	78,441
少数株主利益	38,784	11,871
四半期純利益又は四半期純損失( )	20,618	66,569
少数株主利益	38,784	11,871
少数株主損益調整前四半期純利益	18,166	78,441
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,943	2,055
為替換算調整勘定	159,973	159,199
その他の包括利益合計	149,030	161,255
四半期包括利益	167,196	239,696
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	124,106	213,350
少数株主に係る四半期包括利益	43,089	26,346

#### 【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

#### 役員退職慰労金制度の廃止

当社は平成25年5月14日開催の取締役会において、当社の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、同制度廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が承認されました。これに伴い、当第1四半期連結会計期間において、当社の役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額20,000千円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第 1 四半期連結 (自 平成24年 4 至 平成24年 6	月1日	当第 1 四半期連結 (自 平成25年 4 至 平成25年 6	月1日
減価償却費	40,369千円	減価償却費	42,699千円
負ののれんの償却額	534千円	のれんの償却額	7,961千円
		負ののれんの償却額	534千円

### (株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	53,161	7.50	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月29日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,137	7.50	平成25年3月31日	平成25年 6 月28日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

### (セグメント情報等)

# 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

						, , ,	-III · I I I J /
	日本	東アジア	東南アジア	北米	合計	調整額 (注)	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注)
売上高							
外部顧客への売上高	2,351,325	491,881	828,884	58,179	3,730,270		3,730,270
セグメント間の内部 売上高又は振替高	120,841	378,269	21,728	168	521,008	521,008	
計	2,472,166	870,150	850,612	58,348	4,251,278	521,008	3,730,270
セグメント利益 ( は損失)	91,850	54,707	78,371	3,169	221,760	38,971	182,788

(注)報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額(経常利益)との差額の主な内容は次のとおりであります。

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	221,760
セグメント間取引消去	38,971
四半期連結損益及び包括利益計算書の経常利益	182,788

2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (のれんの金額の重要な変動)

「日本」セグメントにおいて、平成24年4月2日付で株式会社レイケンの発行済株式の100%を取得し、新たに連結の範囲に含めております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては159,226千円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	日本	東アジア	東南アジア	北米	合計	調整額 (注)	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注)
売上高							
外部顧客への売上高	2,087,287	824,990	390,546	80,061	3,382,885		3,382,885
セグメント間の内部 売上高又は振替高	147,218	146,389	3,565	319	297,491	297,491	
計	2,234,505	971,379	394,111	80,380	3,680,377	297,491	3,382,885
セグメント利益	7,159	49,751	16,613	874	74,398	10,839	63,558

(注)報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額(経常利益)との差額の主な内容は次のとおりであります。

利益	金額
報告セグメント計	74,398
セグメント間取引消去	10,839
四半期連結損益及び包括利益計算書の経常利益	63,558

# (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ( )	2 円91銭	9 円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	20,618	66,569
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	20,618	66,569
普通株式の期中平均株式数(株)	7,087,875	7,084,828

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第1四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、当第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 2 【その他】

# 訴訟

平成20年8月22日に株式会社松井製作所より、当社が製造・販売する気流混合ホッパが特許権を侵害しているとして、製造・販売の差止め、製品・半製品の廃棄、損害賠償額220,000千円を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起され、平成25年2月21日に大阪地方裁判所より損害賠償額6,875千円を支払う旨の判決がありましたが、平成25年3月7日に株式会社松井製作所より当社に対し1億1千万円の損害賠償およびこれに対する平成20年9月2日から支払済まで年5分の割合による金員の支払、第1審、第2審の訴訟費用の負担を求める控訴の提起が知的財産高等裁判所になされたため、当社は平成25年5月15日に附帯控訴し、本四半期報告書提出日現在、係争中であります。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

株式会社カワタ 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 増田 豊 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 村上和久印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

# 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

# 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社の平成25年6 月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していな いと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。